

最高裁秘書第2256号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月28日付け（同年3月1日受付、最高裁秘書第1114号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成18会計年度における協議会等開催計画（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(別紙第3)

事務総局会議資料
(2月21日開催)

平成18会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	総人員	所管局課
1	長官、所長会同	7月	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	84人	総務局
2	長官事務打合せ	11月	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
3	長官事務打合せ	1月	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
4	長官事務打合せ	随時	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	8人	総務局
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長、同課課長補佐各1人	16人	総務局
6	高裁首席書記官事務打合せ	7月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の首席書記官	8人	総務局
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	人事局
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	16人	人事局
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	16人	人事局
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	経理局
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	8人	経理局
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	1日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人	16人	経理局
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人	16人	経理局
14	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月下旬	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	58人	民事局 家庭局

15	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月ころ	1日	民事事件の処理に關し考慮すべき事項	大規模簡裁（東京、大阪、名古屋、福岡）及び中規模簡裁8庁（各高裁管内の本庁併置簡裁から1庁ずつ）の簡裁判事各1人 上記簡裁を管轄する地裁（東京、大阪、名古屋、福岡を除く。）の民事首席審記官又は次席審記官各1人 東京簡裁の民事首席審記官及び大阪、名古屋、福岡の各簡裁の首席審記官	24人	民事局
16	刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	刑事事件の処理に關し考慮すべき事項	高裁・地裁の裁判官（東京高裁は2人）	59人	刑事局
17	労働審判制度の運営に関する研究会	11月～12月	1日	労働審判事件の処理に關し考慮すべき実務上の諸問題	労働事件専門部、集中部が設置されている地裁、その他の高裁所在地の地裁及び労働審判事件が比較的多数申し立てられている6庁の裁判官	19人	行政局
18	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官	8人	家庭局
19	成年後見事件担当裁判官等事務打合せ	7月	1日	成年後見関係事件の処理の合理化に向けて考慮すべき事項	高裁所在地、横浜、千葉、さいたま各家裁の裁判官及び主任審記官各1人（ただし東京家裁からは裁判官2人及び主任審記官1人）	23人	家庭局

(ブロック協議会等)

番号	種 別	開催時期	会期	協 議 事 項	協 議 員 等	総人員	所管 局課
1	広報担当者協議会	未定	0.5 日	①報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項 ②裁判員制度広報について	高裁の総務課長、同課長補佐及び広報担当係長並びに地裁、家裁の総務課長 (8高裁開催)	124人	広報課
2	家裁首席書記官 協議会	1月～2 月	1日	家裁における書記官事務の実情について、首席書記官として考慮すべき事項	高裁民事首席(又は次席)、高裁刑事首席(又は次席)、家事首席、少年首席、家裁首席書記官(ただし、開催地とならない高裁については、民事首席か刑事首席のいずれか1人とする。) (一部合同開催) 東京 大阪(大阪、名古屋) 福岡(広島、福岡) 仙台(仙台、札幌、高松)	75人	総務局
3	人事関係事務協議会	6月～7 月	1日	人事事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁事務局次長、高裁人事課長、地・家裁事務局長	116人	人事局
4	人事管理協議会	9月	1日	人事管理上の諸問題	高裁事務局次長、高裁人事課長、地・家裁事務局次長	125人	人事局
5	経理関係事務協議会	6月～ 7月	0.5 日	経理事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁事務局次長、地裁・家裁事務局長、高裁会計課長	116人	経理局
6	会計課長協議会	1月～ 2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に關し、考慮すべき事項	高裁・地裁・家裁の会計課長 (連合開催) (開催地は未定)	61人	経理局

7	民事事件担当裁判官等協議会	10月～ 11月	1日	1 民事訴訟の審理充実について 2 各地域における複雑困難訴訟の審理の実情と訴訟運営上配慮すべき事項について	高裁の裁判官並びに各地裁本庁の民事事件を担当する裁判官1人及び民事首席審記官又は民事次席審記官のいずれか1人（一部合同開催） 東京 大阪 名古屋 高松（広島、高松） 福岡 仙台（仙台、札幌）	108人	民事局
8	倒産事件・民事執行事件担当裁判官等協議会	1月～ 2月	1日	1 破産事件・民事再生事件の運用について具体的に留意すべき事項 2 民事執行法の運用について具体的に留意すべき事項	高裁の裁判官1人及び民事首席審記官並びに各地裁の裁判官1人及び民事首席審記官又は次席審記官1人（一部合同開催） 東京 大阪 名古屋 広島（広島、高松） 福岡 札幌（仙台、札幌）	116人	民事局
9	評価実務研究会	10月～ 翌年2月	0.5日	改正民事執行法下において、不動産執行事件の評価事務に関し考慮すべき事項 (注)執行官の監督等に関する協議会（会期0.5日）と連続開催も可	高裁の裁判官1人及び民事首席審記官並びに各地裁の裁判官1人及び民事首席審記官、執行事件担当次席審記官又は主任審記官、地裁の評価人候補者各2人（8高裁開催）	216人	民事局
10	執行官の監督等に関する協議会	10月～ 翌年2月	0.5日	改正民事執行法下において、執行官の監督等に関し考慮すべき事項 (注)評価実務研究会（会期0.5日）と連続開催も可	高裁の事務局次長及び民事首席審記官並びに各地裁の執行官監督官1人、監督補佐官1人、総括執行官（8高裁開催）	166人	民事局
11	管財人等協議会	各地裁で 決定（9 月～翌年 3月）	1日	倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁で 決定	民事局
12	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で 決定（6 月～翌年 3月）	2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に關し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び審記官、民事調停委員、司法委員	各地裁で 決定	民事局

13	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁で決定	民事局
14	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	2日	民事調停事件の処理につき必要な基礎的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁で決定	民事局
15	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁で決定	民事局
16	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定（9月～11月）	1日	1 民事・家事調停の運営に關し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	155人	民事局 家庭局
17	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定（6月～12月）	1日	借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局
18	新任司法委員研修会	各地裁で決定（1月～3月）	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁で決定	民事局
19	司法委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁で決定	民事局
20	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	刑事事件の処理に關し考慮すべき事項	高裁・地裁の裁判官（連合開催） 東京（東京、名古屋） 大阪（大阪、高松） 福岡（福岡、福岡） 札幌（仙台、札幌）	58人	刑事局
21	法廷通訳セミナー	各高裁で決定（6月～翌年3月）	各2日	法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得（法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象）	通訳人候補者、法廷通訳経験者並びに高裁及び高裁所在地の地裁（ただし、東京、大阪各高裁管内のセミナーについては、高裁所在地の地裁に限らない。）の裁判官及び書記官	各高裁で決定	刑事局

22	法廷通訳セミナー(8高裁連合)	東京, 大阪各高裁(予定)でそれぞれ決定(6月~翌年3月)	各2日	法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得(法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象)	通訳人候補者, 法廷通訳経験者並びに東京, 大阪各高裁及び東京, 大阪各地裁の裁判官及び書記官(予定)	各高裁で決定	刑事局
23	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定(9月~翌年3月)	各2日	否認事件等複雑困難な事件の通訳に必要な実践的知識・技能の習得(法廷通訳研修修了程度の者を対象)	通訳人候補者, 法廷通訳経験者並びに高裁及び高裁所在地の地裁の裁判官及び書記官 (注) 高裁6庁(広島・高松, 札幌・仙台は共催)	各高裁で決定	刑事局
24	刑事鑑定研究会	各高裁, 地裁で決定(6月~翌年3月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに各主催庁の裁判官及び書記官 (注) 高裁2庁, 地裁19庁を予定	各高裁, 地裁で決定	刑事局
25	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定(9月~翌年3月)	1日	心神喪失者等医療観察法に基づく処遇事件の審判手続の運用の在り方等	精神保健判定医地裁裁判官	各地裁で決定	刑事局
26	犯罪被害者等に対する対応の在り方に関する研修	実施庁で決定(6月~翌年3月)	0.5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ, 裁判官その他の裁判所職員と犯罪被害者保護に関する有識者が, 裁判所における犯罪被害者等に対する対応の在り方について意見交換を行う。	講師: 被害者保護に関する有識者(実施庁で人選不可能な場合は最高裁において手配) 受講者: 裁判官, 裁判所書記官その他窓口において被害者対応をする可能性のある職員	実施庁で決定	刑事局
27	労働審判員研究会	各地裁で決定(1月~3月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁で決定	行政局
28	知的財産権訴訟研究会	10月~11月	1日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁, 東京地裁及び大阪地裁の知財部の裁判官 (注) 主催は知財高裁	22人	行政局

29	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	12月 0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	(1)知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知財事件担当の裁判官 (2)知財事件担当の専門委員(知財事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	知財高裁が定める人数	行政局
30	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定(原則として4月~7月) 3日~4日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁で決定	家庭局
31	家事調停委員研究会	各家裁で決定(6月~翌3月) 2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁で決定	家庭局
32	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定(6月~翌3月) 2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁で決定	家庭局
33	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定(6月~翌3月) 2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、参与員、家事調停委員	各家裁で決定	家庭局
34	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定(5月~翌3月) 1日~2日	家事事件の処理に關し、関係機関との協力関係を円滑かつ緊密なものとするために考慮すべき事項 (児童虐待関係及び成年後見制度)	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、医務室の医師、福祉事務所職員、児童相談所職員、都道府県等の社会福祉関係部局職員、医療関係者等	各家裁で決定	家庭局
35	少年事件関係執行機関との連絡協議会	10月~12月 1日	保護処分の充実強化に關し考慮すべき事項	高裁所在地家裁の少年首席書記官又は首席書記官、首席家裁調査官又は次席家裁調査官、矯正管区第三部長、少年院及び少年鑑別所の次長、首席専門官又は統括専門官、地方更生保護委員会事務局長、保護観察所観察課長(開催ブロック)東京、広島、札幌、高松	28人	家庭局

3 6	少年保護関係機関等との連絡協議会	開催自体も各家裁で決定（5月～翌3月）	1日～3日	少年事件の取扱い上連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係機関の職員の中から、協議事項、各庁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局
3 7	新任参与員研修会	各家裁で決定（翌1月～3月）	1日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準じる参与員	各家裁で決定	家庭局
3 8	参与員研究会	各家裁で決定（6月～翌3月）	1日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁で決定	家庭局